

保育時間は、保護者の方の就労時間や始業・終業時間、希望等により総合的に判断し、認定しております。保育時間により保育料も一定の階層で差を設けています。認定された保育時間を超えた場合は、延長保育料を負担していただくことになります。

延長保育料を負担していただく時間帯、料金は次のとおりです。

◆延長保育時間および延長保育料

| 区分  | 金額   |      |
|---|------|------|
| 午前7時30分から午前8時まで<br>(保育短時間認定のみ)              | 30分  | 100円 |
| 午後4時から午後6時まで<br>(保育短時間認定のみ)                 | 1時間毎 | 100円 |
| 午後6時から午後7時まで(白浜・保内のみ)<br>(保育標準時間認定は6時30分から) | 30分毎 | 100円 |
| 午後7時から午後9時まで(白浜のみ)                          | 30分毎 | 200円 |

★延長保育の利用

1 仕事等の関係で定期的に延長保育を利用される方

- ・保育標準時間認定の方：仕事の終業時間が常時午後6時30分を超える場合。
- ・保育短時間認定の方：仕事の始業時間、終業時間が定期的に午前8時～午後4時の時間帯を超える場合。

→ 保育所に備付けの延長保育申込書(定期)に必要事項を記入し、提出してください。

2 急な仕事や用事等やむを得ない事情で、延長保育を利用する方

→ あらかじめ予定が分かるときは事前に、急な場合はお迎えの時に、保育所に備付けの延長保育申込書(随時)に必要事項を記入し、提出して下さい。

※注：急な仕事、用事等の場合でも、保育時間を超えるお迎えになることが分かった時点で、  
保育所に必ずご連絡下さい。

※延長保育は、原則、保護者の方の仕事ややむを得ない事情で利用するものです。

保育時間は保護者の方の就労時間等にあわせた認定です。認定された保育時間外の送迎は  
延長保育料の対象となりますので、延長保育料が発生しないよう時間に余裕を持ったお子さん  
の送迎をお願いします。

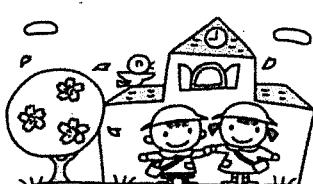
★延長保育料のお支払い

①月ごとに延長保育を利用した時間を集計します。

②翌月初めに保育所から各園児の集計表を提示しますので、内容を確認したら保護者確認欄に押印して下さい。

③翌月中旬ごろまでに、保育所を通じて納付書をお渡ししますので、最寄りの金融機関で延長保育料を納めて下さい。

④納入に関するトラブルを避けるためにも、領収書は必ず保管するようにして下さい。



«公立保育所に関する問い合わせ»  
八幡浜市役所 子育て支援課  
保育・幼稚園係  
☎ (0894) 21-0402 (課直通)